

○香南香美老人ホーム組合の職員定数条例

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
〔 条 例 第 9 号 〕

改正 昭和 43 年 8 月 30 日
昭和 44 年 6 月 25 日
昭和 47 年 2 月 24 日
昭和 49 年 10 月 16 日
昭和 62 年 3 月 30 日 条例第 9 号
平成 7 年 12 月 26 日 条例第 4 号
平成 8 年 12 月 26 日 条例第 3 号
平成 12 年 3 月 29 日 条例第 3 号
平成 14 年 12 月 26 日 条例第 6 号
平成 18 年 2 月 22 日 条例第 1 号
平成 25 年 12 月 27 日 条例第 7 号
平成 29 年 3 月 29 日 条例第 2 号
平成 30 年 3 月 29 日 条例第 2 号
令和元年 12 月 24 日 条例第 5 号
令和 4 年 12 月 22 日 条例第 7 号

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、香南香美老人ホーム組合のそれぞれの事業所に、常時勤務する一般職に属する職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項各号に掲げる職員である者、同法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づく臨時の職を占める者及び同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人福祉施設・短期入所生活介護事業所
 - ア 特別養護老人ホーム三宝荘 50 名
 - イ 特別養護老人ホーム白寿荘 28 名
- (2) 通所介護事業所
 - ア デイサービスセンター三宝通所介護事業所 6 名
 - イ デイサービスセンター白寿通所介護事業所 3 名
- (3) 居宅介護支援事業所

ただし、この事業所においては、他の事業所と兼務することができる。

ア 三宝荘居宅介護支援事業所	2名
イ 白寿荘居宅介護支援事業所	2名
(4) 養護老人ホーム白寿荘	11名

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年8月30日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。

附 則 (昭和44年6月25日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月1日から適用する。

附 則 (昭和47年2月24日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年10月16日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則 (昭和62年3月30日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年12月26日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年12月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年12月26日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月22日条例第1号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、香美郡老人ホーム組合の職員定数条例の一部改正中第2条の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年3月29日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (平成30年3月29日条例第2号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月24日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月22日条例第7号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。